

令和2年度『しずおか木使い施設推進事業』のご案内

品質の確かなしずおか優良木材等を使った木造施設を建築する方および施設を木質化する方に助成します。

1 申請内容

- (1) 申請期間：2020年4月1日（水）～2021年2月22日（月）
- (2) 助成額（1棟当り）

しずおか優良木材等 使用量	木造施設の新築・増改築			施設の木質化 ※木材による装飾等の材積			
	10～15 m ³ 未満	15～20 m ³ 未満	20 m ³ 以上	2～10 m ³ 未満	10～15 m ³ 未満	15～20 m ³ 未満	20 m ³ 以上
助成額	13万円	21万円	30万円	6万円	13万円	21万円	30万円

- (3) 見込棟数：170棟程度（予算の範囲内において先着順）

2 申請条件：次の条件をすべて満たす場合に、申請できます。

【共通の条件】

- (1) 自らが居住する目的以外のために、静岡県内において木造施設を建築（新築・増改築）もしくは施設を木質化すること。（施主は、国及び地方公共団体を除く。）
- (2) しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が2021年3月8日以前であること。
- (3) 建築現場を見学会等普及PRの場に提供し、また、アンケート調査に協力できること。
- (4) 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。

【木造施設の新築・増改築】

- (5) しずおか優良木材等※を10m³以上使用すること。
- (6) しずおか優良木材等のうち、森林認証材※を50%以上使用すること。
- (7) 主要構造材（柱、梁桁、トラス、土台）に製材を使用する場合、静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS機械等級区分構造用製材を使用すること。（一部でも可。）

※しずおか優良木材等とは…

- ・しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品
- ・静岡県産材証明制度により産地を証明され、かつ合法性を証明されたJAS・JIS製品

※森林認証材とは…

- ・森林認証制度（FSCまたはSGEC）により、持続可能な管理が行われている森林（FM認証林）から生産された木材が、適切な分別管理ができる事業者（CoC認証事業者）により加工されていることが証明された製品。

【施設の木質化】

- (8) 木材による装飾等※の部分に、しずおか優良木材等を2m³以上使用すること。
- (9) しずおか優良木材等のうち、森林認証材を50%以上使用すること。

※装飾等…仕上げ材や、建物と一体になっているデッキやルーバー等の外構を指します。

3 申請から支払いまでの流れ

- (1) 補助金交付申請：静岡県森林組合連合会（以下、県森連）あて、下表の書類を郵送または直接持参してください。

申請期限 【木造施設の新築・増改築】木工事着工の2週間前まで

【施設の木質化】補助対象工事着工2週間前まで

※2020年4月1日～4月30日までに木工事着工の場合は、2020年4月16日までに申請してください。

申請時提出書類	木造建築	木質化
(1) 補助金交付申請書（新築・増改築：様式第1号、木質化：様式第2号）	○	○
(2) 木びろい表（木造建築：様式第10号、木質化：様式第11号）	○	○
(3) 現地案内図、各階平面図（写）	○	○
(4) 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）	○	—
(5) 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）または工事請負契約書（写）	—	○

- (2) 書類の審査：県森連が書類の内容を審査します。
- (3) 交付決定通知：書類に問題がなければ、県森連から申請者へ、交付決定通知を送付します。
- (4) 工事着工
- (5) 現地確認検査（実施しない場合もあります）：県森連が現地確認検査を実施します。
- (6) しずおか優良木材等を使った部分の施工完了
- (7) 補助金実績報告書・請求書の提出：しずおか優良木材等を使った部分の施工完了後、10日以内に、下表の書類を提出してください。

実績報告時提出書類	木造建築	木質化
(1) 補助金実績報告書（様式第4号）	○	○
(2) しずおか優良木材等製品出荷証明書（様式第6号）	○	○
(3) 県産材販売管理票（写）	○	○
(4) 森林認証材が証明できる書類（(2)か(3)の書類などで確認）	○	○
(5) 写真 ※施工途中で、しずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの。しずおか優良木材の場合はS-WOODシールとのぼり旗を入れること。JAS・JIS製品の場合は、JAS・JISマークを入れること。	○	○
(6) 請求書（様式第7号）	○	○

- (8) 書類の審査：県森連で書類内容を審査します。
- (9) 交付確定通知：書類に問題がなければ、県森連から申請者へ、交付確定通知を送付します。
- (10) 補助金の支払：県森連から申請者へ補助金を支払います。

4 他事業との併用

- ・ 「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用はできません。
- ・ 国や市町などの事業との併用は制限していません。
- ・ 当事業との併用が可能かどうか、併用予定の事業内容をご確認の上、ご不明な点は、お問合せください。

5 問合せ先

静岡県林業振興課：TEL 054-221-2691、【E-mail】rinshin@pref.shizuoka.lg.jp